

令和3年12月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和3年12月20日(月)

開会 午前9時29分

閉会 午前10時30分

2. 開催場所 鳥栖市役所2階第1会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬秀利	出
2	大石則子	出
3	上種正博	出
4	佐藤敏嘉	出
5	田代英毅	出
6	中島俊男	出
7	西依誠	出
8	久富正ノ介	出
9	松隈邦博	出
10	宮原一美	出
11	脇善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

5番 田代英毅 委員 6番 中島俊男 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 高田 千津子

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地転用事業計画変更申請について	1件
議案第4号	農用地利用集積計画について	38件
議案第5号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
議案第6号	非農地の認定について	7件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	3件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	4件

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 高田千津子 石松智美

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただ今より令和3年12月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をしております。

また、本日の議事録署名委員には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により議席番号5番〇〇〇〇委員と議席番号6番〇〇〇〇委員を指名いたします。なお、本日の会議書記につきましては、事務局の〇〇氏をお願いいたします。

それでは、ただ今より議案審議に入っていきます。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について4件、6筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

そうしましたら、議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、5筆、賃借権設定について1件、1筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条の許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号2の案件につきまして、審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件について審議を行います。

事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模縮小を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号4の案件について、審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第1号、番号4の案件につきましては、市街化区域内の農地であり、農業経営基盤強化促進法での利用権設定でなく農地法第3条での賃借権設定でございます。

借受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、○委員。

11番委員

11番の○です。この、第1号議案全体に言えることなんですが、譲受人さんは農業の経営規模の拡大ということで耕作面積も載っておりますが、これ実際、作付となるとどれぐらい、ほぼ100%作付はされているのでしょうか。

事務局

作付につきましては、農林課のほうの野帳のほうでの確認になるかと思われまので、すみません、そちらにつきましては農業委員会のほうでは把握できておりませんので全てというところについては言えないところではございますが、耕作についてはされてあるという認識でおります。

以上になります。

11番委員

11番の○です。ちょっと、うちの近所にもいるんですが、農地を買って荒らしとると。作付をしてないと。それで、買う理由にしたら経営規模の拡大で農地を買っているというところが、うちの近所では1件なんですが、そういうのも見受けられますので、本当にこれは作付をしているのかどうかというのを確認しないといけないのかなあというふうには思っておる次第です。

以上です。

議長

ありがとうございます。この件につきましては、余りどこでも疑わしいという話ではできませんけれども、幾らか確認等は行った方がいいかもしれませんね。

はい、ありがとうございます。ほかに、ございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について1件、2筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書を御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきまして、申請地は、九州自動車道宝満川橋床版取替工事を施工するにあた

り、該当地を仮設の作業員休憩所やトイレ、資材置場等として一時的に使用するために転用申請されたものでございます。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は、東側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、残高証明書が添付されております。

一時転用期間は、令和3年12月20日から令和6年11月10日までとなっております、現況復旧確約書を添付されております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、西鉄〇〇駅から概ね300m以内の都市的整備がされた区域内の農地であり、第3種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

3番委員

3番の〇〇です。担当委員として申し上げます。

12月13日に会長、私と〇〇委員、〇〇推進委員と事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地につきましては、ちょっと私も、迷子になるようなところで、なかなか行かない場所ですね、非常に辺鄙なところでございます。

それで、〇〇市の〇〇駅の川を挟んだ、高速道路の脇というところで、川の土手をずっと軽トラで走っていかやんごたところ、非常に分かりにくいところではございましたけれども、この農地転用につきましては、地元の区長なり、生産組合長さんからの同意も得てありますし、また期限が3年間ということで、復旧の確約書も提出されておったようでございますので、これらの点から問題等は特に無いと思っております。

以上、担当委員のほうからの意見となります。よろしく申し上げます。

議長

はい、ありがとうございました。ただ今、〇〇委員からいろいろと、御意見をいただきましたが、ほかにございましたら。

(発言する者なし)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号の案件について、許可することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地転用事業計画変更申請について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第3号についての申請の詳細につきましては、別冊資料2の農地転用事業計画変更申請審査調書を御参照願います。

それでは、別冊資料2の1ページをお願いいたします。

この案件につきまして、申請者は、佐賀川久保鳥栖線道路整備工事を施工するにあたり、申請地を資材、残土置き場として一時的に使用するために7月に転用許可を受けたものが、工事工期の延長に伴い、一時転用期間の変更を申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は東側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画につきましては、通帳の写しを添付されております。

一時転用期間は、令和4年1月1日から令和4年3月31日までとなっており、現況復旧確約書を添付されています。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきまして申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地、いわゆる青地でございます。

許可の基準といたしまして、立地基準では、農用地区域内の農地であるため原則不許可となっておりますが、例外許可として、一時転用であり現況復旧確約書により原状回復が确实

と認められるため、農地転用後の事業計画変更は承認し得ると判断いたしております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

5番委員

5番〇〇です。工期の延長については、どういった理由で延長になったかっていうのか、何か説明があってるんでしょうか。

事務局

すみません、いつまでというところの……。

すみません、もう一度。

申請されてある事業者がされる工事の、前の段階の工事が遅れているということで聞いております。工事の内容については、下水道、水道の工事が遅れているということで聞いておるところでございます。

すいません、以上です。

議長

そのような説明でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、ありがとうございます。ほかに、ございましたら。

はい、〇〇委員。

1番委員

1番〇〇です。一時転用の終了したなら、元の形に戻すことが当たり前ですが、その確認は事務局とか担当委員がまた見に行かれるのですか。

事務局

事業が終わりましたら、完了の届出をいただきますので、そちらを出していただいたあと、事務局のほうで現地の確認をさせていただいております。

以上になります。

議長

はい、ありがとうございます。ほかに、ございましたら。

(発言する者なし)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号の案件について、承認することに、賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

農用地利用集積計画について38件、110筆でございます。

議案第4号、番号1から番号38につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

そうしたら、5ページから26ページをお願いいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により38件、110筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、決定を求めるものでございます。内訳につきましては9ページ、25ページ及び26ページの農用地利用集積計画集計表を基に、一括して御説明をいたします。

9ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が4万6,336.56平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「麦」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が13件、2万7,049平方メートル、使用貸借権が20件、1万9,287.56平方メートルとなっており、総合計33件、4万6,336.56平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は、3,239平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人15名、借人12名、渡人1名、受人1名、申請枚数は16枚となっております。

続きまして、25ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借でございます。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が14万5,132平方メートルとなっております。次に、(2)の作物

別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が7件、1万8,521平方メートル、使用賃借権が69件、12万6,611平方メートル、総合計が76件、14万5,132平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人20名、借人4名となっており、申請枚数は22枚となっております。

26ページを御覧ください。

このページは、9ページと25ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が19万1,468.56平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「麦」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が20件、4万5,570平方メートル、使用賃借権が89件、14万5,898.56平方メートルとなっており、総合計109件、19万1,468.56平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきましては、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は、3,239平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人35名、借人16名、渡人1名、受人1名、申請枚数は38枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第4号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第4号、番号4、番号16、番号38の案件につきましては、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次委員の退席を求めます。

初めに番号4の案件について審議をいたしますが、議事参与の対象が私でございますので、議長を交代して審議終了まで退席させていただきます。

その間につきましては、議長は、〇〇〇〇会長代理をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

(4番委員退室)

議長(会長代理)

それでは、会長が議事参与の制限により退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第4号、番号4の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号4の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

それでは、議長を〇〇会長と交代いたします。

(4番委員入室)

議長

それでは次に、議案第4号、番号16の案件について審議をいたします。

〇〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(8番委員退室)

それでは、議案第4号、番号16の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号16の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(8 番委員入室)

次に議案第 4 号、番号38の案件について審議をいたします。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(3 番委員退室)

議案第 4 号、番号38の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 4 号、番号38の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(3 番委員入室)

次に、議案第 4 号、番号 4、番号16、番号38を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号4、番号16、番号38を除く案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号を議題といたします。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について1件、1筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、27ページをお願いいたします。

議案第5号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて1件、1筆のあっせんの申し出がございました。

詳細については、別冊資料3の農地移動適正化あっせん事業調書を御参照願います。

資料、1ページをお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりでございます。農地の位置については、2ページの地図のとおりでございます。場所の御確認をお願いいたします。

議案第5号は、○地区の○○町の案件でございますので、○○○○農業委員、○○○推進委員を指定したいと考えております。

皆様の承認の後、あっせん委員として活動していただくこととなります。

以上、議案第5号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号を議題といたします。

議案第6号、非農地の認定について、17筆であります。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、28ページから30ページをお願いいたします。

議案第6号、非農地の認定について、17筆の案件がございましたので承認を求めます。

この非農地の認定につきましては、8月、9月の暑い中、委員の皆さまに御協力いただいた農地パトロールの際に、山林等になっておりました農地について、非農地の認定を求めるものでございます。

別冊資料4の非農地認定位置図も合わせて御覧ください。

議案書の備考欄に記載している地図のページ番号が、別冊資料4のページになっております。内訳につきましては、議案書の30ページの非農地集計表で御説明をいたします。

まず、〇〇地区と〇〇地区は、非農地の該当はありません。

〇〇地区は、「田」、「畑」の内訳は記載のとおりでございます。地区の合計は14筆、面積が8,109平方メートルでございます。地図では、1ページから3ページが対象地になっております。

〇地区は、「田」が1筆、面積が1,257平方メートルでございます。地図では、4ページが対象地になっております。

〇地区は、「畑」が2筆、面積の合計が333平方メートルでございます。地図では、5ページ、6ページが対象地になっております。

総合計は、17筆、9,699平方メートルとなっております。

今回、認定されれば、非農地の通知を所有者に送付いたしまして、それを基に所有者が法

務局で地目の変更をしていただく手続きとなっております。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

9番委員

9番〇〇です。この非農地の認定をされたあと、本人様が法務局へ申請ということで、どのような地目になっていくのが普通なんですか。

事務局

基本的には山林等という説明をさせていただいておりますので、山に戻っているものを非農地という形で認定をさせていただいているのがほとんどだと認識しておりますので、山林になるものがほとんどだと。場合によっては、雑種地という場合もあるのかもしれませんが、そちらについては、法務局の登記官のほうで判断される部分も少なからずあると思いますので、基本は山林だと、こちらのほうとしては思っております。

以上になります。

11番委員

11番〇です。皆さんパトロールをされて、ほぼ森になっているとか大きな木が生えているとかで非農地の認定となっていると思うのですが。

恐らくこれ、以前は、農地が荒れてるんで管理をしてくださいという通知を農業委員会のほうから出してると思うんですけど、こちらの農地については、いつごろその通知を出されたかっていうのは分かりますか。

それを無視したけんが、このような状況にはなってると思うんですよね。もう、大分前のことになるの。

事務局

申し訳ございません、そちらの情報、状態までは把握できておりませんので、お答えが、ごめんなさい、ございません。

11番委員

恐らくは、一回通知は出てるの。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、分かりました。

3番委員

そのことに関しては、多分遊休農地、今ずっと回りよると思うんですけど。その積み重ねで、結局、放置状態でこがんなとつとかなあという気はするとですけど。

そいけん、遊休農地のリストなりを作ったときに何らかの報告をするか、しないかになってくるのかなあと思うんですけど。

実際うちも、非農地はございませんでしたけれども、遊休農地でこの非農地に近づきつつある農地もあるのかなという気はしておりますけれども、その辺の連絡等は取れるところと取れないところがあるかと思っておりますけれども、普段からパトロールの中でしていけばなあと思っておりますけれども。

実際、遊休農地のところは、事務局のほうからなんかありよつとですか。

事務局

先日のパトロールの中でも遊休農地も見させていただきましたので、意向調査というものを、今、地権者のほうに送っている状況で、徐々に回答等もあっている状況でございます。

議長

ありがとうございます。

ほかに、ございましたら。

(発言する者なし)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第6号の案件について、認定することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり、当委員会で認定することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、31ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、1筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、32ページをお願いします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移

転に係るものが3件、3筆提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、33ページをお願いいたします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして4件、6筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡が6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

はい、ただ今、事務局より報告をいたしましたので、各委員のお目どおし方、よろしく御願いたします。

次に、その他の事項でございますが、委員の皆様から何かございましたら。

(発言する者なし)

ないですかね、そしたら、ちょっと私のほうから皆様のほうに御報告をしておきます。

お手元に、こういうふうな資料を配付しているかと思えますけれども、例年12月ごろに、全国農業委員会会長代表者会議というのが東京のほうで行われておりますけれども、昨年もですけれども、今年もコロナ関係ということで各県から4、5名ぐらいまで出席はようございますというようなことございました。

今年につきましては、全国大会での発表のほうを神崎市農業委員会の会長が行うということで、それじゃ欠席というわけにはいかないということで、県のほうの会長と私と農業会議の事務局の3名で、一応この会議に出席をまいりました。確かに、会場のほうは広うございましたけれども、座席のほうは一つおきじゃなくて二つおきというくらい空けてありましたので、本当にまばらにしか参加されていないように、余計に見えたところでございます。その中で、お手元の資料の2ページでございますけれども、こういうふうな行政決議案ということで説明がございまして、一応決議がなされたというような報告でございます。

あと、神崎の西村会長の発表された内容につきましては、ここに資料はあるんですけど、ちょっと枚数が多いもんですからコピーはしておりませんが、もし参考にされるということでございましたら事務局のほうに置いておきます。中身は、パトロール関係の紹介でございましたけれども、今現在、毎月鳥栖市のほうでは活動日誌2枚ですかね、出しておりますけれども、その様式を神崎市は独自で作ってあるようございました。

活動の状況の写真とか現場の写真とか、そこまで添付してほかにもいろんな状況の説明等

も書き加えられて毎月それを出しているということで、ちょっと聞いたところではなかなかざっといかにかなというような感じはしましたけれども。そういうものが全国的にいい事例だということで西村会長の分だけですね、例年は3人ほど発表されるということでございましたけれども。コロナの関係で1人だけということでございますが、なぜか佐賀県の神埼市が選ばれて発表がなされたということでございます。

中身としては、こういうふうな決議がなされるとともに、あとは基調講演がございましたけれども、もうそのころにはパラッパラッと席を立つ人が増えて、時間的には午後から始まって3時ごろには終わると、短時間に終わったというような状況でございました。

一応、報告とさせていただきます。

じゃあ、事務局のほうから。

事務局

それでは、事務局のほうから御報告といたしまして、事務処理の内容につきまして、押印の廃止ということで御報告をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

今年の4月に、農水省からの転用申請書等の押印廃止についての通知がありまして、農地法の第3条、4条、5条など、主だった申請書につきまして自署をすることで、押印は廃止するということになっております。また、2ページになりますが、県からもこの農水省の通知について、適正に運用するよう通知があっているところでございます。

3ページを御覧ください。

こちらは、1ページの農水省通知に記載のある別添新旧対照表になりますが、このページは、左の枠が改正後、右側が改正前という内容になっております。

4ページを御覧ください。

様式例第1号の1、農地法第3条第1項の規定による許可申請書になります。譲渡人、譲受人のそれぞれ氏名の横に、カッコ書きで「削る」の文字の確認をお願いします。

5ページを御覧ください。

中段の、様式例第4号の1、農地法第4条第1項の規定による許可申請書になります。4ページと同様に、右の改正前の氏名の横にある「印」の文字が、左の改正後では、カッコ書きで「削る」となっております。

5ページの下段から6ページ、農地法第5条第1項の規定による許可申請書、7ページの様式例第4号の8及びその下の4号の9の、農地法第4条、5条についても同様に「印」の文字は「削る」となっております。

次に、8ページを御覧ください。

九州農政局からの指摘事項についてでございます。

鳥栖市農業委員会で許可した転用申請につきまして、毎年、九州農政局による実態調査が実施をされており、調査の際に疑義が生じた場合は、意見照会が行われおり、過去には御覧のような内容について照会があつておるところでございます。

今年3月の実態調査の折に、農政局より口頭で、鳥栖市への申請書の添付書類の中に、農地法上で必要のない実印の押印と、印鑑証明が添付されていることにつきまして、他の市町への申請の際には必要としない書類を添付させるのはおかしいという意見と、そういった申請者への過度な負担を強いるローカル・ルールをなくしてくださいとの指摘があつておるところでございます。

9ページをお願いします。

現在、申請書を事務局へ提出する際、本人が来られずに行政書士等に申請書の作成、提出を依頼する場合は、委任状へ実印の押印と印鑑証明の添付をお願いしております。

農政局からの指摘を受けまして、佐賀県内の10市における委任状への押印について調査をいたしましたところ、委任状へ実印を押印し、印鑑証明を添付しているのは本市のほかには1市しかなく、ほかは全て認め印で押印されており、お隣の久留米市、小郡市につきましても同様に、認め印で運用しているとのことございました。

国、県からの通知や県内と近隣の各市の調査を踏まえまして、事務局の中でも協議を行い、その結果をもって会長にお諮りした上で、申請書への押印廃止につきまして、農水省からの通知もあつており、全国的な押印廃止の流れからすればやむを得ないと考えられ、自署の場合は押印を廃止したいと考えております。

また、委任状への実印の押印と印鑑証明書の添付につきましては、見直しを行い、他市と同様に認め印での運用に変更したいと考えているところでございます。

実施の時期は年明け、1月1日からを予定しております。

以上、御報告とさせていただきます。

続きまして、遊休農地リストについて御報告いたします。

資料5の1のほうをお願いいたします。

資料5の1、5の2につきまして、内容につきましては、今年の8月、9月に各地区の農業委員、推進委員さんと一緒にパトロールをしていただいた遊休農地についてになります。

資料5の1が遊休農地リストになっておりますので、資料5の1の1ページを御覧ください。遊休農地の所在地、登記地目の順に、町ごとに記載をしておりますので御確認のほうをお願いいたします。また、一番右側の別紙地図につきましては、資料5の2のページ数に該当しますので、のちほど御確認をお願いいたします。

このリストを見て、漏れがあるとか日頃のパトロールで解消されたものが含まれているなどがありましたら事務局のほうにお知らせをお願いいたします。

現在、遊休農地に対する意向調査を送付して、その回答が徐々に戻ってきておりますが、場合によっては委員の皆さんに御協力をいただく場合もございますので、よろしく願いをいたします。

また回答の事例として、貸したいとなっているものについては、地区担当の委員の皆さんへ改めて御連絡をさせていただいて、それについて委員の皆さんより、地元の農家さんとを繋げていただく活動となってまいりますのでよろしく願いをいたします。

不明な点がございましたら、のちほど事務局へお尋ねをお願いしたいと思っております。遊休農地リストについての報告は、以上になります。

事務局からは、以上になります。

議長

はい、ありがとうございます。今、報告ございましたけれども、特に押印廃止関係で、何か質問ございましたら。

はい、〇〇委員

7番委員

7番〇〇でございます。委任状自体が全部なるんですか。といいますのが、これ委任状と言った場合、一般の各行政関係いろいろありますよね。その関係もなってますでしょうか。今、実印のだけじゃなくて押印まで全部ということですけど。

ほかに書類を出すときがありますよね、その関係もこういうような形で決めるわけですか、鳥栖市自体は。

事務局

押印廃止については、庁舎の中でまとめてされてありましたので、各課のほうで廃止できるもの、できないものという形で調査をされてありました。

それで、委任状については、認め印での印が残る形で庁舎の中ではあったと記憶しております。

7番委員

そうしたら、その認め印でやるわけですかこちらも、農業委員会も。

事務局

農業委員会のほうも、認め印のほうの運用に変更をさせていただきたいと考えておるところです。

7番委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

議長

ほかにございますでしょうか。

はい、〇〇委員

8 番委員

違う別件で、よか。

その他ということで、これ、あくまでも参考までの話やけん。

ちょうど一時転用の、3年間の話の〇〇組、これは、もしも耕作者があった場合は、耕作者の解約とかも手続きは必要よね。

事務局

おっしゃるとおり、耕作者があった場合については18条での解約をしていただいて、それが申請の条件等にもなってくると判断しております。

8 番委員

はい、了解。

議長

ほかに、ありますか。

(発言する者なし)

ちょっと事務局から、〇の工業団地の問題で若干お話があるということでございますので、報告をお願いいたします。

事務局

今、議長のほうからお話しありましたとおり、集積エリアの関係で農地転用の件、以前からもお話がっていると思いますけれども、内部のほうで年明けにでも農地転用の申請をしたいということでこちら、事務局のほうにも話っております。

その件につきまして、まだ詳細については明確ではございませんけれども、そういう段取りになりましたら、また委員さんのほうにも御相談をしながら、この件につきましてはいろいろ諮ってまいりたいと思います。

また、御迷惑をかけることになるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上になります。

議長

報告事項といたしましては、以上になりますけれども、何かどうも、最近エリアのほう、何か急がれているような感じがするところでございます。

18条の件がこの間、やっとどうにか終わったわけでございますけれども、また引き続き県のほうでいろいろあっているようでございます。

また、余り時間もおかずにですね、また農地法違反の関係の申請が出るというの。前々から農業委員会のほうで言うております、ちゃんとした資料を揃えての申請ということになれば、受け付けできないということはなかなか言えないのかなあとは思いますがけれども。

実際、その書類関係全部揃えられるのか、揃えてあるのか分かりませんが、その辺の相談を今後、また皆さんと一緒にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、今日の農業委員会はこれで終わりますけれども、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会につきましては、令和4年1月20日木曜日、午前9時30分より本庁の3階ですね。大会議室のほうで開催を予定いたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____